

財政の見通し

合併した5市村が、自立することを前提として、各市村が策定した財政推計を基本に、合併による効果を見込み、松本市が平成16年度に推計したところ、財政規模の5市村の合計は900億円程度でした。

税収の伸びが見込めない中で、地方交付税の削減傾向もあり、新市における財政規模は、平成20年度には840億円を下回り、平成22年度まで減りつづけていきます。

その後は800億円前後で推移しますが、合併前の水準には戻りません。

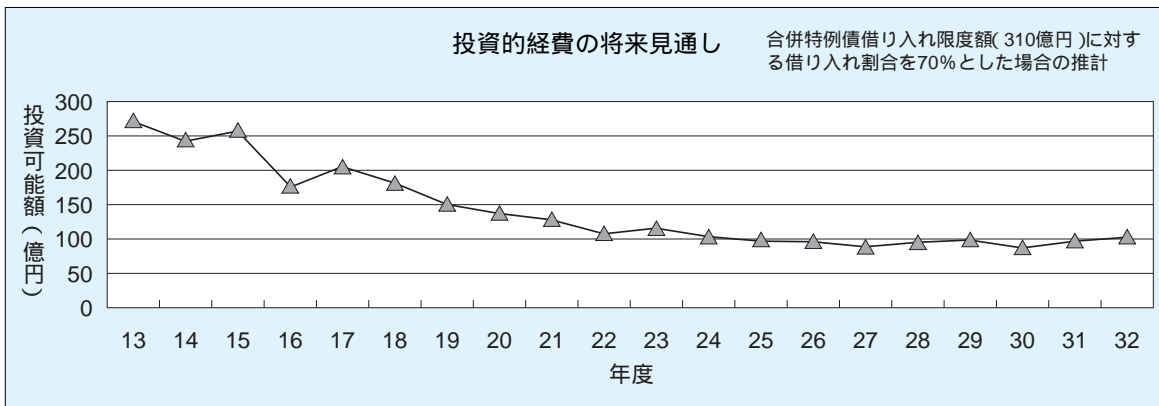
また、人件費、施設等の維持管理経費や、制度上必要な費用等、経常経費的なものは、急激に減らすことが難しいため、財政規模の減少にもなつて、投資的経費は、平成22年度まで減りつづけていきます。

平成17年度から26年度の10か年の投資的経費は、総額で約1300億円程度、特に平成25年度以降は、年間で100億円を下回るという厳しい状況が予想されます。

投資的経費の配分

「松本・四賀直結道路」など新市建設計画に揚げられた要望事業は内容を精査した上で、必

要性、緊急性などの観点から検討され、優先度に基づいて投資的経費の配分の範囲内で実施します。



お知らせ

住民意見交換会(四賀地区)を開催

松本・四賀直結道路を要望された四賀地区のみなさんを中心に、松本・四賀直結道路の必要性などについて意見交換を行ないます。

日時 10月17日(月)午後7時から(開場は午後6時30分)

会場 四賀支所ピナスホール

四賀地区にお住まいでない方も参加できます。

常設展示場(オープンハウス)を設置

松本・四賀直結道路に関連する情報を、いつでもご覧いただけるよう展示します。また、曜日、時間帯を決めて、担当職員が説明します。

場所 松本市役所大手事務所2階

時期 10月上旬～平成18年2月下旬

職員の駐在時間帯 毎週木曜日の午後1時～3時 第2土曜日の午後1時～3時

ご意見の窓口について

松本・四賀直結道路についてのご意見は、下記の方法でお寄せください。いただいたご意見については、集約した上で常設展示場、公式ホームページで「意見集」にして公開いたします。

市長への手紙では

支所、出張所、公民館、福祉ひろば、図書館等に置いてあります「市長への手紙」の件名欄に「松本・四賀直結道路」と記入の上、最寄りの郵便ポストに投函ください。切手は不要です。

FAXでは FAX34 3205まで「松本・四賀直結道路」と明記の上お送りください。

Eメールでは メールアドレス: matsumoto-shiga@city.matsumoto.nagano.jp

松本・四賀直結道路市民意向確認研究会

松本・四賀直結道路市民意向確認研究会は、第5回会議から原則公開となります。会場の都合により、人数制限させていただく場合がございますので、ご承知おきください。今後の予定は下記のとおりです。

第5回会議 10月12日(水)午後1時30分～市役所議員協議会室

第6回会議 10月24日(月)午後1時30分～Mウイング3-2

第7回会議以降の開催予定は未定ですが、公式ホームページでお知らせします。

1 想定事業のポイント（要点）

本想定図は、市街地側（旧松本側）の国道254号岡田伊深・稲倉周辺と四賀側の国道143号七嵐周辺を結ぶルート（直線距離4.2km程度）として想定され、図上で検討されたものです。

トンネル延長を2km以内と想定したため、トンネルの前後に急勾配の取付け道路が付きます。直線的なルートでは坂路が急すぎる（8～10%）ので、勾配を緩く（8%以下）するために曲がりくねっている道路になり、延長が約4.4kmに伸びます。

自転車、歩行者道の設置は道路勾配が急なため困難と思われる。

短縮効果は、既存道路と比べ距離で2～3km程度と思われる。

例えば国道143号化石館前交差点～国道143号美須々交差点は10.5kmが概ね7.9kmとなり約2.6kmの短縮となります。また、時間短縮は、短縮距離から数分程度と想定されますが、交通状況、交通規制の状況等により変動します。

参考 「松本市内の勾配の急な道路」		
・国道143号 山浦公民館～大口沢交差点	平均勾配	4.7%、最大勾配6.0%
・国道254号 平瀬口～松本トンネル料金所	最大勾配	6.0%
三才山～三才山トンネル松本側坑口	最大勾配	8.0%
・こまくさ道路・蟻ヶ崎高校北・塩竈神社付近	最大勾配	5.4%

2 建設事業費

松本・四賀直結道路整備事業の事業費内訳及び財源内訳

総事業費 約80億円			
事業費	取付け道路工事費	トンネル部工事費	
	財源	国庫補助金 40億円	合併特例債38億円
		地方交付税（70%） 26億6千万円	市負担（30%） 11億4千万円
			一般財源 2億円

国庫補助金が事業費の50%となっておりますが、地方道路交付金の場合は、55%となります。

建設時に合併特例債を38億円借り入れた場合、借入利率を2.0%、元金均等払いとすると、返さなくてはならないお金が、利息を含め45億6千万円になります。しかし、合併特例債を借り入れることにより、利息を含めた返済額の70%（31億9千万円相当）が理論上交付税措置されるため、市の実質的負担額は、45億6千万円と交付税措置される31億9千万円の差額13億7千万円となります。したがって、表面的には11億4千万円に2億3千万円の利子が付いたかたちとなります

【市負担額】	
当初負担	2億円
後年度負担	13億7千万円
計	15億7千万円

3 維持管理経費

現段階で算定は出来ませんが、次のような経費がかかり、一般財源（市税）で負担することになります。

固定経費（電気代、設備点検費、除融雪等）

設備更新費 別途必要

参考 松本トンネル
延長 3,910m、トンネル部 2,477m、車線幅員 6.5m（2車線）
・工事期間 昭和63年12月から平成6年12月まで（6年間）
・建設事業費 166億円
・年間維持管理経費 3,000～5,000万円（人件費別）
・設備更新費（10～15年毎に） 10～15億円程度別途必要 （トンネル延長が2kmを超え、設計交通量が多いために、換気設備等が大がかりです）